

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱要綱

(目的)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）に基づく支援給付に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(備付書類)

第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第19条第4項の規定により、市長の権限に属する支援給付の決定及び実施に関する事務の委任を受けた福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票（第1号様式）
- (2) 支援給付台帳（第2号様式）
- (3) 支援給付決定調書（第3号様式）
- (4) 支援給付金品支給台帳（第4号様式）
- (5) 被支援者記録票（第5号様式）

2 所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 受付簿（第6号様式）
- (2) 被支援者番号索引簿（第7号様式）
- (3) 被支援者番号登載簿（第8号様式）
- (4) 支援給付申請書受理簿（第9号様式）
- (5) 医療券交付処理簿（第10号様式）
- (6) 介護券交付処理簿（第11号様式）

3 前2項（前項第5号及び第6号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）について準用する。

(通知)

第3条 保護法第19条第2項の規定により要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）について、所長が支援給付を実施したときは、所長は、前条第1項第1号から第5号まで及び第6条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、この旨を、当該被支援者の居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

2 被支援者が居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の所長は速やかに必要な決定を行い、書面により新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

3 前項の書面には、次に掲げる書類のうち支援給付の決定上必要と認められる最小限のもの写しを添付するものとする。

- (1) 支援給付台帳
- (2) 支援給付決定調書
- (3) 被支援者記録票
- (4) その他
(申請書)

第4条 支援給付の開始又は変更の申請の書面は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律等による支援給付申請書（第12号様式）とし、次に掲げるもののうち必要なものを添付するものとする。

- (1) 資産申告書（第12号様式の2）
- (2) 収入申告書（毎年6月）（第12号様式の3）
- (3) 収入申告書（二世等世帯）（第12号様式の4）
- (4) 収入申告書（新規・随時）（第12号様式の5）
- (5) 同意書（第12号様式の6）

2 保護法第18条第2項に規定する葬祭支援給付の申請の書面は、前項の規定にかかわらず、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書（第13号様式）とする。

3 第1項の書面に添付する書面の様式は、次のとおりとする。

- (1) 給与証明書（第14号様式）
- (2) 住宅補修計画書（第15号様式）
- (3) 生業計画書（第16号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類
(決定通知書)

第5条 支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条第1項の書面は、支援給付決定通知書（第17号様式）、支援給付申請却下通知書（第18号様式）又は支援給付廃止停止決定通知書（第19号様式）によるものとする。

2 配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条第1項の書面は、配偶者支援金決定通知書（第19号様式の2）、配偶者支援金申請却下通知書（第19号様式の3）及び配偶者支援金廃止決定通知書（第19号様式の4）によるものとする。

3 支援給付にかかる様式に配偶者支援金に係る事項を併せて記載する場合は、支援給付・配偶者支援金決定通知書（第19号様式の5）及び支援給付及び配偶者支援金廃止決定通知書（第19号様式の6）によるものとする。

第6条 保護法第28条の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときに交付する検診命令書、検診書及び検診料請求書は、検診命令書（第20号様式）及び検診料請求書（第20号様式の2）によるものとする。

(調査依頼票)

第7条 保護法第29条の規定による調査の嘱託を行うときの調査依頼票は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（第21号様式）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（第21号様式の2）によるものとする。

（扶養照会書）

第8条 保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときの扶養照会書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（第22号様式）によるものとし、扶養義務者からの届出は、扶養届出書（第22号様式の2）によるものとする。

2 保護法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対して、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について（第23号様式）によるものとする。

3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（第24号様式）によるものとする。

（支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等）

第9条 所長が被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合には、出納員は当該被支援者等から支援給付決定通知書の書面又はこれに代わるものの提示を求めなければならない。

2 前項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前項中「支援給付金品」とあるのは「配偶者支援金」と、「交付」とあるのは「支給」と、「支援給付決定通知書（第17号様式）の書面」とあるのは「配偶者支援金決定（変更）通知書（第19号様式の2）の書面」と読み替えるものとする。

（不服申立書）

第10条 保護法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、審査再審査請求書（第25号様式）とする。

（徴収金の充当）

第11条 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第78条に基づく徴収金の支払いに充てる旨の申し出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出書（第26号様式）とする。

附 則（平成27年3月16日告示第26号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第39号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

面接記録票

面接年月日	年 月 日	面接者印	
支援給付を受けようとする者 氏 名 男・女 歳 世帯主 氏 名 住 所 (来訪者が本人でない場合) 氏 名 住 所 要支援者との関係			
来訪目的、支援給付(生活保護)の経歴、 決定上の注意事項、要支援者の家庭の状況 被支援者の特性等		1 面接の結果 2 第1回調査予定日及び交付必要書類名 3 面接員の所見	
訪問経路図			

第2号(第2条関係)様式

県費

市費

支援給付台帳

被支援者
番号

世帯主 氏名		居住地 現住							
本籍地						居住の 始期	年 月 日		
氏名		続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身の 状況	職 特殊技能	業 現職
被 支 援 家 族	1	中国残留 邦人本人							
	2	配偶者							
	3								
	4								
同 居 家 族 の 状 況	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
資 産 の 調	内容	見積額		処分の 可否	負 債 の 調	種 類	金 額	契約の内容	
	土地 家屋 その他								
住居の 状況	自家借家 (間)の別	規模 構造	建坪	畳数別 室数	衛生状態	水道 設備	電灯数	貸間の有無 及びその広さ	
					良 不良	有 無			
不在者の状況									
氏名		続柄	性別	年齢	不在の時期及び不在者の現住地			原因	家庭との 関係
扶養義務者の状況									
氏名		続柄	性別	年齢	住 所			扶養能力の有無 及び扶養の程度	
備 考									

第3号様式（第2条関係）

支援給付決定調書

所長	課長	係長	担当	医療担当	経理担当	統計担当

認定日	年	月	日	起案日	年	月	日	決済日	年	月	日	
【保護決定伺】 次のとおり決定してよろしいか。なお、決済の上は例文により通知してよろしいか。												
本人確認証番号	2			世帯主氏名								
決定内容	決 定 理 由											
開始 廃止・停止 変更決定 却下理由 ()												
【最低生活費認定欄】												
第 一 類	員	氏名	年齢	性別	一般	加 算						
						種 類		計				
	1											
	2											
	3											
4												
第一類合計 (加算含む)	第二類		生活費合計		住宅費		最低生活費					
	人数	基準額	冬季加算		実家賃	認定額						
	0			0			0					
介護費	氏名	所要介護費 概算月額	介護保険費(-)	その他公費(-)	差引計							
医療費	氏名	所要介護費 概算月額	医療保険費(-)	その他公費(-)	差引計	その他						
費												
費												
【収入充当額内訳欄】												
員	収入の種類	収入額	控除内訳			係数	就労 実費経費	収入認定額	認定年月			
			基礎控除額	必要経費	国年(480)							
1					0	0.7		0				
2						0.7		0				
3						0.7		0				
4						0.7		0				
【支援給付決定欄】												
種 別		最低生活費			収入充当額			扶 助 額				
生活費		0			0			0				
住宅費		0			0			0				
計		0			0			0				
介護費		10			0			10				
医療費		10			0			10				
期末一時扶助					0			0				
		口座振込	窓口払い	書留払い	病院払い	住宅費代理						
定期 追給 随時		20										

中国在留邦人等支援給付主な収入認定

1 就労収入

収入認定額=(就労収入-8,000円)×0.7-実費必要経費

2 農業収入

収入認定額=(農業収入-8,000円)×0.7

農業収入=収穫高-生産必要経費

収穫高=販売価格×収穫量

3 農業以外の事業(自営)収入

収入認定額=[(収入-必要経費)-8,000円]×0.7

4 年金収入

(1)本人の場合

収入認定額=(年金収入額-必要経費-480月数分の国民年金)×0.7

注)480月数とは20歳～60歳まで40年保険料を納付すること。

(2)配偶者の場合

収入認定額=(年金収入額-必要経費)×0.7

5 年金以外の公的給付金等の収入

収入認定額=(給付額-必要経費)×0.7

6 仕送り収入

収入認定額=(仕送り額-必要経費)×0.7

I

国民年金480月数	
年額	
月額	0円

第12号様式（第4条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等
及び特定配偶者の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所									
	人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
支援給付申請世帯	1		中国残留邦人本人						
	2		配偶者						
	3								
	4								
同居している世帯	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
家族のうち別なところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ									
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)			
支援給付を申請(変更)する理由									
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">支援給付を受けようとする者との関係</p> <p>伊勢原市福祉事務所長 殿</p>									

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合には、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

(第12号様式の2)

(表面)

資産申告書

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
地	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間 (いずれかを○で囲んでください)	延面積	所有者氏名	所在地 (家賃 円)	抵当権
						有・無
	(2) そ の 他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

生命保険	有・無	契約先	契約金	保険料
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
その他 高価なもの	有・無	品名				

4 負債(借金)

有・無	金額	借入先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ③ その他高価なものがあれば品名を記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

収入申告書

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

年 月 日 氏 名

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 年金収入 有・無

(年金収入のある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

※年金振込通知書や年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(昨年1月から12月の間に働いて収入があった方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額 (年額)	必要経費 (年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な経費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年1月から12月の間に上記1、2以外の収入があった方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額 (年額)
		年額 円
		年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)などです。

(記入上の注意)

- (1) 上記1～3の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合など生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

収入申告書

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

年 月 日

氏 名

年分の私と同居している世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 年金収入 有・無

(年金収入のある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

※年金振込通知書や年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(昨年1月から12月の間に働いて収入があった方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額 (年額)	必要経費 (年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な経費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年1月から12月の間に上記1、2以外の収入があった方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額 (年額)
		年額 円
		年額 円

(記入上の注意)

- (1) 上記1～3の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合など生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

収入申告書

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

年 月 日

氏 名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 年金収入 有・無

(年金収入のある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

※年金振込通知書や年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(現在働いて収入があった方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額 (年額)	必要経費 (年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な経費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年1月から12月の間に上記1、2以外の収入があった方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額 (年額)
		年額 円
		年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)などです。

(記入上の注意)

- (1) 上記1～3の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

同意書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対して、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇用主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査委託又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私達が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えてかまいません。

年 月 日

住所
氏名

伊勢原市福祉事務所長 殿

第 1 3 号様式（第 4 条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

下記のとおりであるから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所
氏名

伊勢原市福祉事務所長 殿

記

死者	氏名			葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所		
葬祭予定日			年 月 日		
葬祭費		遺留金額	差引不足額	備考	

第14号様式（第4条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所（雇主）

㊟

伊勢原市福祉事務所長 殿

次のとおり証明します。

氏名			(歳)	職名 職務 及内 び容	
居住地					
給 与 額	基本給	円	控 除 額	所得税	円
	日給(日分)			健康保険料	
	家族手当			厚生年金保険料	
	地域手当			失業保険料	
	手当				
	小計(イ)			小計(ロ)	
差引支給額 (イ)-(ロ)			摘 要		
前2月の 手取額	月分	月分			
<p>(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生保護法第85条の規定により処罰されることがありますので御注意ください。</p>					

第15号様式（第4条関係）

住宅補修計画書

申請者
氏名

建物の規
模構造

補修を必要とする状況	1 破損の状況
	2 修理の規模

補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価	数量	金額	

見積 積 者	見積年月日	年 月 日
	住所	
	氏名	印

第16号様式（第4条関係）

生 業 計 画 書

申 請 者 氏 名	
--------------	--

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見通し

イ 収入をあげ得る時期

ロ 収入見込額

ハ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

ニ 利益（ロからハを引いた額）

伊福所第 号

年 月 日

伊勢原市福祉事務所長 ㊟

殿

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由 ()
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

伊福所第 号
年 月 日

伊勢原市福祉事務所長



殿

支援給付申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

年 月 日

殿

伊勢原市福祉事務所長



支 援 給 付 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日に決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援
給付を下記のとおり廃止（停止）しましたので通知します。

記

1 廃止（停止）した支援給付の種類

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理 由

（備考） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

伊福所第 号
年 月 日

伊勢原市福祉事務所長 ㊟

殿

配偶者支援金決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の開始時期 年 月
- 2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

- 3 配偶者支援金を決定した理由
- 4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由（ ）
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

伊福所第 号
年 月 日

伊勢原市福祉事務所長 ㊟

殿

配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しを訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

伊福所第 号
年 月 日

伊勢原市福祉事務所長 ㊟

殿

配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

記

1 廃止する時期

2 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しを訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

伊福所第 号
年 月 日
伊勢原市福祉事務所長 印

殿

支援給付・配偶者支援金決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付・配偶者支援金を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 配偶者支援金の決定額 円

5 配偶者支援金の開始時期 年 月

6 支援給付・配偶者支援金を決定した理由

7 支援給付金・配偶者支援金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由 ()
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金・配偶者支援金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

伊福所第 号
年 月 日

伊勢原市福祉事務所長 ㊟

殿

支援給付及び配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号(及び 年 月 日第 号)により決定した中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の
支援に関する法律等による支援給付及び配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知す
る。

記

1 廃止する時期

2 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しを訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日交付
交付第 号

検 診 命 令 書

年 月 日

検査を受ける者の
居住地及び氏名

殿

伊勢原市福祉事務所長

印

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、支援給付の実施機関に相談してください。

第20号様式の2（第6条関係）

※

年 月 日交付
交付第 号

 検 診 料 請 求 書

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

医療機関の所在地
名 称
医療機関の長又は
開設者の氏名

⑩

下記のとおり請求します。

※ 受診者		※ 居住地	
請求額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	円

(注意)

この請求書により直接支援給付の実施機関あてに請求してください。

※

年 月 日交付
交付第 号

 検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長
担当医師

⑩

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※担当員
記 事

⑩

(注意)

この検診書は、支援給付の実施機関の長あてに直接送付してください。

第 2 1 号様式 (第 7 条関係)

伊福所第 号
年 月 日

殿

伊勢原市福祉事務所長 公印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるも
のとされた生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について (依頼)

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行の
ために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による
ものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため
申し添えます。

記

(参考 1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号)
第 14 条 (略)
2・3 (略)
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の
例による。

(参考 2)

- 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)
第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若し
くは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号
に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和 34 年法律第 141

号) 第3条第2項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

○ 生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

殿

伊勢原市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について(依頼)

配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当実施機関において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

(参考1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)
 - 第15条(略)
 - 2(略)
 - 3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。
 - 第14条(略)
 - 2・3(略)
 - 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考2)

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)
 - 第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。
 - 一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)
 - 二 (略)
 - 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

伊福所第 号
年 月 日

殿

伊勢原市福祉事務所長



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養
義務について (照会)

あなたの 〇〇〇〇 に当たる 〇〇〇〇 さん (住所 〇〇〇〇) は中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
に関する法律等による支援給付を申請して (受けて) いますが、同法第 1 4 条第 4 項にお
いてその例によるものとされた生活保護法第 4 条では、民法に定められた扶養義務者によ
る扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養で
きるかについて、別紙扶養届書により 〇〇 年 〇 月 〇 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者 〇〇〇)

(参考 1)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及びの自立の支援
に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号)

第 1 4 条 4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保
護法の規定の例による。

(参考 2)

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆる
ものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として
行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべ
てこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(参考 3)

民 法 (明治 29 年法律第 89 号)

第 8 7 7 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等
内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第22号様式の2（別紙）（第8条関係）

扶 養 届 書

伊勢原市福祉事務所長 殿

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・ 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（電話番号 - - ）

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可（理由： ）
援助の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
援助の方法・程度	①金銭により毎月（年） 円送付しています。 ②物品により毎月（年） を 程度送付しています。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
上記のうち甲についての					
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名					
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額（ 円）					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋	m ² (坪)	②宅 地	m ² (坪)
		③田畑	m ² (坪)	④山林等	m ² (坪)
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容		返済月（年）額	返済の終了予定
		住 宅 ロ ー ン		円	
		その他（ ）			
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済（ ） ④その他（ ）			
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として					
①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

（記入上の注意）

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

殿

伊勢原市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる甲さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給付の開始を決定いたしますので、同法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
 - 第14条（略）
 - 2・3（略）
 - 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
 - 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
 - 第24条（略）
 - 2～7（略）
 - 8 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

(参考3)

○ 民法（明治29年法律第89号）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当実施機関において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

伊福所第 号
年 月 日

殿

伊勢原市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる甲さん（住所 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給
付を申請して（受けて）いますが、同法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護法で
は民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定
める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履
行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求め
ることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務
を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

（特記事項）

（担当者 ）

（参考1）

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条（略）

2・3（略）

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

○ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最
低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先
して行われるものとする。

第28条（略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必

要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

(参考3)

○ 民法（明治29年法律第89号）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第25号様式（第10条関係）

審査請求書（正・副）
再審査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律等に基づく 年 月 日付け第 号の

知 事 処分 審査
実施機関の長 の について不服があるため、 再審査 を請求します。
市（町村）長 裁決

年 月 日

請求人住所

氏名又は名称

印

受益者との関係

年齢

知 事
厚生労働大臣

殿

1 不服の趣旨及び理由
2 処分（裁決）を知った日
3 不服申立ての教示の有無及びその内容

実施機関 受 付	年 月 日	都道府県受付	年 月 日
-------------	-------	--------	-------

第26号様式（第11条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れがたび重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合であること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払いに充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊞

伊勢原市福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。